

特記仕様書

業務名：神戸駅前広場再整備設計業務

必須事項 (項目)	内容
1. 契約の方 法種類	<p>契約は、総価契約による「委託契約」とする。</p> <p>履行方法は、一括履行による。</p>
2. 総則	<p>(1) 本特記仕様書は、「神戸駅前広場再整備設計業務」(以下「本業務」という)に適用する。</p> <p>(2) 本特記仕様書に定めのない事項は「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」に定めるものとする。本特記仕様書、「神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書」に明記されていない事項については、本市担当者と協議して決める。</p> <p>(3) 本市からの入手資料や業務で作成した資料等、業務により知り得た情報の一切は、業務完了の時点を持って、返却すること。ただし、本市から許可を得た場合はこれに該当しない。</p> <p>(4) 受託者は、作業に際し生じる関係諸官庁、土地所有者及び居住者等と協調を保ち本市監督員の指示を受けて正確かつ誠実に作業を行うこと。また、諸手続きに必要な資料を調整・準備すること。</p> <p>(5) 受託者は、作業中に生じた諸事故に対してその責任を負い、事故が発生したり、損害賠償の要求があったりしても、本市はその責任を負わないものとし、受託者において処理すること。</p> <p>(6) 作業が完了すれば、直ちに完成届と成果品を提出して本市の検査を受けること。</p>
3. 業務概要	<p>神戸市では、まちの質・暮らしの質を一層高めることで、都市ブランドの向上と人口誘引につなげるプロジェクトとして、令和元年度から「リノベーション・神戸～人にやさしく明るい神戸へ～」をスタートした。神戸駅周辺は、新神戸・三宮・ウォーターフロントとともに神戸の都心の一角を成すエリアで、商業・業務機能の集積のほか、居住エリアも広がっており、バス・鉄道（JR・私鉄・地下鉄）の交通結節点としても重要な機能を有する。</p> <p>神戸市では、令和3年10月に「神戸駅前広場再整備基本計画（以下「基本計画」）」を策定し、駅前広場における基本的な機能配置や、駅前空間の再整備の方向性を示した。</p> <p>本業務は、この基本計画に基づき、神戸駅前広場が神戸の名を冠するにふさわしい風格ある駅前空間となることを目指して予備設計・基本設計を行うことを目的とする。</p>
4. 契約期間	契約締結日翌日から令和5年3月31日までとする。
5. 履行場所	神戸市中央区東川崎町1丁目、相生町3丁目

6. 技術者

(1) 管理技術者

ア 以下のいずれかの資格を有すること

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

イ 過去 10 年以内（2012 年 1 月以降に完了したもの）に同種業務の実績を有すること。

ウ 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務」とする。

(2) 照査技術者

ア 以下のいずれかの資格を有すること。

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

(3) 都市デザイン技術者

駅前広場全体の都市デザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの資格を有すること

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）、

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

一級建築士

イ 過去 10 年以内（2012 年 1 月以降に完了したもの）に同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。

ウ 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務」とする。

類似業務とは「駅前広場の設計業務」とする。

(4) ランドスケープデザイン技術者

広場、街路など屋外空間のデザインに係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。

ア 以下のいずれかの資格を有すること

技術士（総合技術監理部門 選択科目：建設一都市及び地方計画）、

技術士（建設部門 選択科目：都市及び地方計画）

RCCM（都市計画及び地方計画部門）

登録ランドスケープアーキテクト

(5) 建築設計技術者

建築物の設計に係る業務を行う者とし、一級建築士の資格を有すること。

(6) 土木設計技術者

	<p>ロータリー改修計画及び駅前広場全体の土木構造物設計に係る業務を行う者とし、次に掲げる要件を満たすこととする。</p> <p>ア 以下のいずれかの資格を有すること 技術士（総合技術監理部門 選択科目：道路）、 技術士（建設部門 選択科目：道路） RCCM（道路）</p> <p>イ 過去10年以内（2012年1月以降に完了したもの）に同種業務もしくは類似業務の実績を有すること。</p> <p>ウ 同種業務とは「ロータリー再編を伴う駅前広場の設計業務」とする。 類似業務とは「ロータリー改修設計業務」とする。</p> <p>(7) その他技術者 上記技術者のほか、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第11条の定めを満たす限りにおいて、本業務の遂行及び企画提案内容の履行に必要な技術者を配置することができるものとする。</p> <p>(8) その他留意事項 技術者の兼務の可否については「神戸駅前広場再整備設計業務 実施要領」に定める通りとする。</p>
<p>7. 関係仕様書及び準拠すべき図書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書 ・神戸市道路設計・調査業務等共通仕様書 ・標準構造図集（土木一般工事） ・神戸市が管理する道路の構造の技術的基準等を定める条例 ・道路土工構造物技術基準 ・道路土工指針 ・コンクリート標準示方書（設計編）（施工編） ・防護柵設置基準・同解説 ・舗装設計施工指針 ・道路構造令の解説と運用 ・神戸市道路設計指針（案） ・神戸市バリアフリー道路整備マニュアル ・神戸市歩道整備指針 ・ストリートデザインガイドライン - 居心地が良く歩きたくなる街路づくりの参考書 - （令和2年3月 国土交通省 都市局 道路局） ・道路照明施設設置基準、同解説 ・照明施設設置基準（神戸市建設局道路部工務課） ・LED道路・トンネル照明導入ガイドライン（案） ・神戸市公園施設標準図集 ・神戸市公園施設設計設置基準 ・神戸市消防用設備等技術基準

	<ul style="list-style-type: none"> ・「高齢者障害者の円滑な移動等に配慮した建築設計標準」(国土交通省編) ・「福祉のまちづくり条例 施設整備マニュアル編」(兵庫県編) <p>http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd20/wd20_000000199.html</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備計画基準」(公共建築協会編) ・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「建築設備設計基準」(公共建築協会編) <p>建築構造設計は、以下の図書等を参考に行うこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課監修「建築構造設計基準及び参考資料」(公共建築協会編) ・日本建築センター指針 ・日本建築学会各種基準 <p>上記の関連図書については、最新のものを参照すること。契約期間内に関連図書が改定された場合には、本市担当者と協議のうえで判断するものとする。なお、参考図書については、設計報告書に明記し、抜粋添付すること。</p>
<p>8. 業務内容</p>	<p>神戸駅前広場再整備基本計画を踏まえ、神戸駅前広場の再整備に向けた予備設計を実施する。</p> <p>1. 設計条件</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設計対象は、2.(3)a)に記載の通りであるが、過度に高額・入手困難な材料の使用や維持管理・修繕が容易でないものは不可とする。 ・その他既存物件の取扱いについては、実施要領7(3)を参照すること。 ・主に夏季の異常高温対策として、快適な空間の創出のための対策や設計上の工夫が講じられることが望ましい。 ・その他詳細は「神戸駅前広場設計業務 実施要領」に定める設計条件を満たすこと。 <p>2. 設計業務内容</p> <p>(1) 現地調査</p> <p>現地もしくは書面資料等において、既存物件や設備系統の状況などサンポルタ広場上部構造の改修及び地上設備機器移設の設計に必要な情報を調査・整理し、法規上も含め要調整課題を抽出する。なお、デュオこうべにおける調査は監督員仲介のもと、神戸地下街(株)と調整のうえ実施すること。</p> <p>(2) 空間デザインコンセプトの検討</p> <p>利用する側の視点に立ち、駅前広場が神戸の名を冠するにふさわしい空間となるよう整備検討を行う。検討に当たっては、基本計画の4つの目指すべき方向性を踏まえ「整備コスト」「維持管理のしやすさ」にも配慮して検討を行うこと。</p> <p>(3) 予備設計・基本設計</p> <p>既往成果及びプロポーザルでの提案を踏まえ、駅前広場の予備設計・基本設計を行い、平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、概算数量計算書を作成する。</p> <p>a) 駅前広場予備設計</p>

- ・上述の（２）により決定した空間デザインコンセプトを踏まえ、駅前広場の予備設計を行う。設計対象は下記を想定している。
南側広場：一般車停車スペース、地上平面駐輪場、舗装、照明、植栽、案内サイン、その他ストリートファニチャー等
北側広場：バス・タクシーロータリー、地下駐輪場、舗装、照明、植栽、案内サイン、その他ストリートファニチャー等
- ・南側広場については、地下街を含めた大規模な改築は想定しておらず、全面的な舗装更新を前提とはしていないが、部分的な更新や改修を不可とするものではない。また、JR西日本が所管する範囲の舗装更新については、提案は可能であるが、協議の結果整備できない場合があることに留意すること。
- ・設置する構造物は、道路法第２条第２項に定める道路附属物に該当する構造物に限る
- ・構造物の影響により地下街に対する荷重負荷が現状より明らかに高くなる場合は、地下街構造物への影響を確認し、安全性を確かめるものとする。
- ・南側広場での駐輪場の整備は、ハーバーランド南ブリッジの桁下付近に地上平面型で約200台の整備を検討しているが、配置方針については受託後別途指示する。

b) ロータリー予備設計

- ・バスロータリー、タクシーロータリーの改修及びそれに伴う周辺道路交差点の予備設計を行う。
- ・再整備の検討にあたっては、過年度業務の成果を基本に下表の必要台数を確保した上で駅前広場全体の計画と整合するよう調整すること。
- ・過年度成果から大きく形状を変更する提案は法規上の都合、又は工程、コスト、機能などの面において明らかな優位性が認められない限り採用しない。
- ・バス乗降場にはベンチ及びその上屋を設けるものとする。
- ・周辺商業施設と協議のうえ南北広場に荷捌きスペースを確保した計画とする。
- ・南側広場ロータリーについては、現在都市局にて連節バスの乗り入れを検討しているため、ロータリー設計及び広場設計にあたっては、その結果を踏まえた設計を行うこと。

場所		南側広場	北側広場
バス	乗車	3 バース	5 バース
	降車	(乗降車バース)	3 バース
	待機	2 バース	7 バース
タクシー	乗車	1 バース	1 バース
	降車	1 バース	1 バース
	待機	4 台程度	20 台程度
一般車		5 台程度	3 台程度

c) 地下駐輪場予備設計

- ・既往成果及び現在実施中の調査結果に基づき北側広場地下駐輪場の予備設計を行う。なお、中央口側の設計については、令和４年９月に完了させるものとする。
- ・地下駐輪場の整備方針(構造形式)、規模については下記を想定しているが、費用対効果や

運用面、景観面にも考慮しながら検討すること。その上で、市の方針により大幅な変更が必要となった場合には、協議のうえ設計変更の対象とするものとする。

- ・なお、地下駐輪場と地下街との接続は、工程、コスト、機能、安全性の面において明らかな優位性が認められない限り行わない。

【駐輪場計画（北側広場）】

ビエラ口側：地下タワー型（約 750 台）＋地上平面型（約 50 台）（自転車；約 800 台）

中央口側：地下自走型 1 箇所（原付・二輪；約 100 台、自転車；約 200 台）

d) サンポルタ広場上部構造（屋根）改修の基本設計

- ・サンポルタ広場上部構造（屋根）について、既存の屋根構造物を撤去し、新たに上部構造物を整備及びそれに必要な改修部分の基本設計を行う。
- ・上部構造物は地下街の空調効率に配慮するとともに、地下街への風雨の進入を防ぐことができる形状とすること。また、防災上の安全性（浸水対策含む）、日常のメンテナンス性にも配慮すること。
- ・また、「必要な改修部分」には、階段・昇降設備（エレベーター、エスカレーター）の設置及びこれらに伴う既存部の改修等を含む。
- ・上部構造物は、既存屋根を支える下部構造の流用や既存構造から独立した柱を新設するなど地下街本体への構造的影響を可能な限り抑えた構造とすること。ただし、構造物の詳細については、神戸地下街株式会社や本市関係部局等との協議により決定する。

e) 地上設備機器移設基本設計

- ・地下街設備の地上機器の移設場所については、過年度業務及び地下街管理者との協議により概ねの位置を定めており、現在の想定位置から大きく位置を変更する提案は法規上の都合又は工程、コスト、機能などの面において明らかな優位性が認められない限り採用しない。
- ・移設にあたっては、設備機器のメンテナンス性、防災上の安全性（浸水対策含む）、耐久性に配慮すること。
- ・当該設計に従事するものは、「建築設備士又は設備一級建築士」の資格を有するものとする。なお、再委託を行う場合には、神戸市測量・地質調査・設計業務等共通仕様書第 30 条に基づき本市の承諾をえること。

f) えきまえ花時計の検討について

現在、本市中央区の東遊園地に設置されている『こうべ花時計』は、神戸のアイデンティティの一つとして、市民や観光客に親しまれている。本市では、花と緑を活かした新たな公共空間戦略として、駅前空間のリノベーションにおいて、『えきまえ花時計』を整備し、東遊園地の『こうべ花時計』と一体となった「花時計プロジェクト」を展開していくことを検討している。

以上のことから、設計にあたっては本業務におけるランドスケープデザインとして『えきまえ花時計』の整備についても検討する。

ただし、『えきまえ花時計』はリノベーション・神戸の対象となる各駅前空間のデザインやコンセプトに合致し、空間上の制約などをクリアした場合に整備するものであり、

神戸駅における設置を必須とするものではない。

〈えきまえ花時計〉

- ・『花(花壇)』と『時計』を必須の構成要素とし、各駅に合わせて柔軟にデザインする。
(壁面タイプや日時計タイプの提案も可能)
- ・維持管理がしやすく、ランニングコストに配慮したデザインとする。

g) パース作成

予備設計内容に基づき、市民への事業説明やプロモーション等を目的とした完成予想パースを作成する。現時点では6枚を想定しており、アングル、縮尺等については監督員と協議のうえ決定する。

(4) 施工計画案の検討

上記(3)により検討した設計内容を実現するにあたって必要な施工計画の検討を行う。具体的には、仮設計画、動線計画、地下埋設物を含む支障物件の移設等について警察、交通事業者、神戸地下街(株)、地下埋事業者とも協議のうえ検討を行うものとし、施工手順図及びそれに対応した工程表としてとりまとめを行うものとする。

なお、サンポルタ広場の屋根の撤去に関する計画は、瓦棒葺き裏面に吹付アスベストが存在(囲い込み済み)することを踏まえて、広場(通路)の歩行者や隣接店舗への影響、通行規制する場合の迂回ルートも検討のうえ複数案の比較を行い、神戸地下街(株)や警察等と協議のうえ決定するものとする。

また、北側広場の施工計画を行うにあたっては、地下街や周辺への振動・騒音対策に十分に配慮した工法を検討のうえ、関係機関との協議を行うものとする。

(5) 概算工事費算出

上記の設計結果を基に、概算工事費を算出する。

なお、神戸市の積算基準資料(土木工事標準積算基準書、神戸市公共建築工事積算基準等)に基づき、算出すること。

(6) 広場の管理運営に関する調査・検討

- ・“人”中心の広場の管理運営に向けた調査・検討及び地域との意見交換を踏まえ、管理運営に向けた計画書案を作成する。
- ・管理運営に向けた計画書案の作成過程では、周辺地域団体等を中心とした「神戸駅前広場の使い方を考える会(仮称)〈以下「考える会」〉」の場を設け、駅前広場の計画案や整備後の利活用方法についての意見交換を行う予定である。
- ・なお、「考える会」は地域との意見交換を行うだけでなく、将来的に広場のマネジメントを担う組織・体制作り、プレイヤーの発掘も兼ねており、そのような当事者意識の醸成を含むものとする。
- ・業務期間中、概ね4回の会への出席、計画内容説明、意見とりまとめを行い、設計や管理運営に向けた計画書案に反映させるものとし、現時点では下記の段階で実施することを想定している。

【意見交換会の開催】

	<p>第1回：空間デザインコンセプト（案）に関する意見交換 第2回：空間デザインコンセプトの確定、駅前広場設計（案）【平面図】に関する意見交換 第3回：駅前広場の設え（デザイン含む）に関する意見交換 第4回：広場の管理運営に向けた計画書案に関する意見交換 ※第4回の意見交換会は、周辺地域団体等を中心とした「考える会」だけでなく、広く周知のうえ意見交換を行う事を想定している。</p> <p>(7) 関係者協議資料の作成 関係機関との協議資料作成を行うこと（警察、交通事業者等）</p> <p>(8) 設計協議 協議は、初回、中間7回、納品の計9回を目安とする。</p> <p>(9) 報告書作成 本業務の検討結果等を取りまとめた報告書を作成する。</p>
9. 成果品	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書：平面図、縦横断面図、構造物等の一般図、概略数量計算書、概算工事費、施工計画案、地域意見交換記録、協議記録、パース <p>※提出形式は、紙ベース3部、電子データ（CD-R:PDF, DWG）3部とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・提出場所：神戸市建設局駅前魅力創造課
10. かし担保期間	完成検査合格の当日より12箇月
11. 貸与品	<p>業務に必要な本市所有の関係資料は、契約後、必要に応じて貸与する。</p> <p>(1) 既往成果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神戸駅前広場再整備基本計画策定支援業務（令和3年6月） ・神戸駅周辺道路予備設計業務（令和3年10月【予定】） ・神戸駅前広場駐輪場整備台数検討業務（令和3年11月【予定】） <p>(2) 貸与資料</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現況平面図（縮尺：1/250） ・道路区域概略図 ・土地所有区分概略図 ・交通量調査結果（広場周辺の主要交差点の交通量調査結果） ・利用状況調査結果（広場内の歩行者動線、ロータリーの利用状況） ・過去の近隣ボーリング調査結果【北側】 ・ロータリー配置検討図【北側】 ・地下街設備移設案【北側】 ・施工手順案【北側】
12. その他	<p>(1) 環境への配慮（環境マネジメントシステム）</p> <p>神戸市では、調達すべき環境物品等や環境配慮型契約の種類や調達目標を「神戸市グリーン調達等方針」として定めています。</p> <p>本業務においても「神戸市グリーン調達等方針」を反映することとしておりますので、</p>

趣旨を理解の上ご協力をお願いします。

業務着手前に神戸市環境局ホームページ「グリーン調達の推進」において確認してください。

URL <http://www.city.kobe.lg.jp/information/project/environment/green/>

(2) 諸経費

報告書印刷製本費・電子成果品作成費は諸経費に含むものとする。

(3) 成績評定

成績評定点の如何にかかわらず、成績評定を通知します。また、成績評定が 60 点未満のとき履行状況が不良なときとみなして指名停止措置をとります。

(4) ウィークリースタンスの推進

本業務はウィークリースタンスの推進の対象業務とし、受発注者間で以下の通り目標を定め取り組むものとする。

受発注者は、ウィークリースタンス推進チェックシートを作成し初回打合せにおいて受発注者間で取り組み内容を定めるものとする。

「ウィークリースタンス」とは、業務を円滑かつ効率的に進めるため、受発注者間における仕事の進め方として、1 週間における受発注者間相互のルールや約束事、スタンスを目標として定め、計画的に業務を履行することにより業務環境等を改善し、より一層魅力ある仕事、現場の創造に努めることを目的としているものである。

なお、チェックシートは下記の URL を参照。

URL:<http://www.city.kobe.lg.jp/business/regulation/construction/work/sekkei.html>